

令和6年度「あっと！姫路」実施業務要求水準書

1 事業名

令和6年度「あっと！姫路」実施業務委託（以下「本事業」という。）

2 事業の目的

現在の就職環境は、新型コロナウイルス感染症の影響からの経済回復が進む一方、近年続いているいわゆる「売り手市場」が続く中、市内及び播磨圏域連携中枢都市圏（以下「市内等」という。）の企業等[※]においては、依然として人材の確保が困難であるとの声が上がっており、今後も高齢化や人口減少により労働供給制約が強まることが想定され、この状況はしばらく継続するものと考えられる。企業等が数多く立地する本市において人材不足は、経済活動の低下を招き、税収の減少等による市政の停滞を招くことが懸念される。そこで、本事業においては、「就職」に関わる多岐にわたる人及び事業者を支援すること、とりわけ就職活動を行う大学生の8割以上が参加すると言われている「学生のキャリア形成支援に係る産学協働の取組[※]」（以下「インターンシップ、オープン・カンパニー等」という。）に力点を置き、就職を考えている大学生、高校生、若年求職者等（以下「学生等」という。）に市内等への就職（UJIターン就職を含む。）を促すことを企図して実施するものである。

なお、本事業は「連携中枢都市圏構想」に基づく「播磨圏域連携中枢都市圏関連事業」としても実施する。（参照：<http://www.city.himeji.lg.jp/shisei/0000006495.html>）

※ **企業等とは**、市内等に主たる事務所を有する法人又は個人を想定しているが、事業に参加する法人又は個人にあつては、全体に占める中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者をいう。）の割合が高いことが望ましい。

※ **学生のキャリア形成支援に係る産学協働の取組とは**、令和4年6月13日一部改正「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」（文部科学省、厚生労働省及び経済産業省合意）に記載された学生のキャリア形成支援に係る産学協働の取組の4つの類型（タイプ1：オープン・カンパニー、タイプ2：キャリア教育、タイプ3：汎用型能力・専用活用型インターンシップ、タイプ4：高度専門型インターンシップ（試行））のことを言う。

3 本市で把握する学生等の特徴

本市で把握する学生等の特徴として、以下の特徴が見受けられる。

- ・姫路市出身の学生等は姫路で暮らしたいと考えている者が多いが、就職先は大手企業が良いと考えている者も多い。
- ・学生等は、「職場の雰囲気」や「勤務時間・休日」を重視する傾向にある。

4 事業の内容

(1) 第2項の目的及び第3項をふまえ、以下の事業を実施する。（詳細については、次号参照）

ア 企業等支援事業

人材を確保できないと悩む市内等の企業等にその原因を知ってもらい、人材を呼び込むためのノウハウを習得してもらえるためのイベントの企画提案

イ インターンシップ、オープン・カンパニー等マッチング事業

インターンシップ、オープン・カンパニー等の方法や有効性について理解している企業を補助し、これらの企業等が受け入れ体制を構築し、多くの学生等とのマッチングが円滑に行うことができるイベントの企画提案

ウ 合同仕事体験実施事業

インターンシップ、オープン・カンパニー等の実施経験が少ない企業等を対象として、複数社での合同仕事体験を実施することで、母集団形成及び今後のインターンシップ、オープン・カンパニー等を充実させるための企画提案

エ その他事業

その他、第2項の目的を達成するために資するイベントの企画提案

(2) 個別事業の内容

ア 企業等支援事業

(ア) 目的（再掲）

人材を確保できないと悩む市内等の企業等にその原因を知ってもらい、人材を呼び込むためのノウハウを習得してもらえるためのイベントの企画提案

(イ) 事業の実施例（あくまでも参考であり、これに捉われない自由な提案を求める。以下同じ。）

- ・ インターンシップ、オープン・カンパニー等を受け入れたことがない又は受け入れているが内容を模索している企業等に対し、①現在の求人市況、採用活動に必要な知識についての説明、②インターンシップ、オープン・カンパニー等の実施例の紹介、③インターンシップ、オープン・カンパニー等の重要性や受入方法、必要な手続について、企業の理解を深めるための場を提供する。
- ・ 学生等に対して効果的な情報発信手法（ウェブサイト、SNS、就活カフェ、就活アプリ等）や就職支援サイト、合同企業説明会等のイベントで活用できるPRツール（入社案内パンフレット、ブース装飾物）について、企業の理解を深めるための場を提供する。

(ウ) その他注意事項

事業の実施に当たっては、参加者には、「インターンシップ、オープン・カンパニー等」についての正しい考え方を説明し、「インターンシップ、オープン・カンパニー等」の実施が困難な場合においても代替手段として学生等に自社のことを認知してもらう方策があることを説明すること。実施内容によってオンラインを活用してもよい。

イ インターンシップ、オープン・カンパニー等マッチング事業

(ア) 目的（再掲）

インターンシップ、オープン・カンパニー等の方法や有効性について理解している企業を補助し、これらの企業等が受け入れ体制を構築し、多くの学生等とのマッチングが円滑に行うことができるイベントの企画提案

(イ) 事業の実施例

- ・ アの事業を受けて、具体的に市内等の企業等と学生等とのマッチングさせる機会を提供する。

- ・ インターンシップ、オープン・カンパニー等に参加できない学生等をフォローするため、合同企業説明会を開催し、企業等とのマッチングをする場を提供する。

(ウ) その他注意事項

- ・ 学生等の集客目標値は、70人以上とする。
- ・ イベントは遠方からも参加できるように一部オンラインを活用し、対面型とオンラインを複合して実施すること。
- ・ イベントには、別途委託契約予定の「暮らし」と「しごと」の魅力発見ツアー参加者（学生等）も参加させること。円滑に実施できるよう同ツアー受託業者と連携を図ること。

※別添「令和5年度「暮らし」と「しごと」の魅力発見ツアー実施業務仕様書」参照

ウ 合同仕事体験実施事業

(ア) 目的（再掲）

インターンシップ、オープン・カンパニー等の実施経験が少ない企業等を対象として、複数社での合同仕事体験を実施することで、母集団形成及び今後のインターンシップ、オープン・カンパニー等を充実させるための企画提案

(イ) 事業の実施例

- ・ 複数社で合同仕事体験を開催する。
- ・ 受託者が仕事体験用コンテンツを準備し、司会・進行及び運営を行う。

エ その他事業

(ア) 目的（再掲）

その他、第2項の目的を達成するために資するイベントの企画提案

(イ) 事業の実施例

- ・ 学生同士で現在の就職活動の進捗や課題を共有する場の提供
- ・ 保護者向け就活セミナー
- ・ 企業向けLINE等の活用セミナー等

(3) 参加者の募集及び広報

ア 事業の実施に当たり、参加希望者を募るため、以下の広報を行う。

(ア) チラシ・パンフレット類（以下「チラシ等」という。）による周知・広報

- チラシ等は、個別事業ごとに作成する。
- 参加者の募集のためのチラシ等の作成数、配布先等は、受託者の提案とする。
- 受託者は、契約後速やかに、チラシ等の設置場所、配布方法、配布時期等に係る計画を策定し、市と協議の上、配布する。チラシ等の記載内容、デザイン等に関しても同様とするが、チラシ等の印刷物の作成を行う場合は、当該印刷物に「姫路市委託事業」及び「播磨圏域連携中枢都市圏関連事業」の文言を付する。

(イ) ホームページによる周知・広報

- 本事業の対象者からのアクセスを見込むことができるホームページ（就職サイトやインターンシップ情報サイト等）に事業のページを作成の上、事業に関する情報を掲載し、随時更新する。事業のページは、受託者が行う事業以外の事業等のページと明確に区

分されたページ構成とする。

なお、当該ページからのリンク先、バナー広告に関して制限は設けないが、これらについては、事業の趣旨に十分配慮するものとする。

b ホームページの作成及び更新に関して、情報通信機器（ハード）、ソフトウェア及び通信環境は、受託者が有する既存のリソースの範囲内で行う。

(ウ) その他の媒体による周知・広報

新聞、雑誌、機関誌、ダイレクトメール、SNS等新たな電子媒体を活用した広報等を受託者の提案により行う。

(エ) その他

a 本事業に参加する企業等については、地域密着型就職支援サイト「JOB播磨」に登録すること及び事業実施の翌年度に参加者の就職（内定）状況について、参加企業へアンケート調査を実施する予定であるため、調査に協力することを条件とする。

b 本事業を効果的に周知・広報するため、本事業の事業名称、ロゴ等については、下記のとおりとすること。なお、より効果的な事業名称、ロゴ等の提案があれば協議する。

事業名称：「あっと！姫路」

ロゴ：右記のとおり



イ 参加の申込みは、個別事業ごとに受託者が受け付けるものとし、申込締切日後、市に対し直ちに申込者の報告を行う。

ウ 参加申込者が個別事業ごとに設定した募集人数を超える見込みとなったときは、市と協議の上、募集の打ち切り等の措置を取る。

エ 参加申込者が個別事業ごとに設定した募集人数を下回る見込みが生じたときは、市と協議の上、募集人数増加に向けた対策を講ずる。

オ 個別事業のうち、「インターンシップ、オープン・カンパニー等マッチング事業」に参加した学生等の数が目標値（70人）を超える場合は、実績加算額を支払う。

(4) 事後アンケートの実施

個別事業が終了するごとに、参加者にアンケートを実施する。アンケート内容は、受託者が作成し、市の承認を得る。

(5) 市への報告等について

ア 個別事業ごとに、個別事業の開催時まで、使用する資料等を市に提供する。

イ 個別事業ごとに、実施状況について、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、当該個別事業の終了後2週間以内に市に報告する。

(ア) 参加者数

(イ) 個別事業の実施状況

(ウ) アンケート結果

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、個別事業の状況を把握するため市長が必要と認める事項

ウ 次に掲げる事項を記載した事業報告書を2部作成し、本業務終了後2週間以内に市に提出する。

(ア) 合計参加者数

(イ) 本業務の実施状況

(ウ) 本業務の実施期間及び終了期日

(エ) 本業務における事業費及び人件費

(オ) 個別事業ごとのアンケート結果（再掲）

(カ) (ア)から(オ)までに掲げるもののほか、本業務の状況を把握するため市長が必要と認める事項

(6) 損害賠償保険への加入

参加者に本業務に基づく事故等が生じた場合に対応する保険に加入する。

(7) その他

ア 個別事業ごとの実施費用を積算する。

なお、個別事業ごとに積算できない人件費や消耗品費等の一般管理費については、積算した実施費用に基づき按分する。

イ 個別事業に参加する者から参加料等は徴収してはならない。

ウ 委託料の支払い方法は、原則として本業務完了後の後払いとする。

エ 本業務に係る会計書類等は、5年間保管し、姫路市の求めに応じて提供する。

オ 受託者は、本業務を行うに当たり、障害者から相応の配慮を求める意思の表明があった場合には、可能な限り対応する。

カ 募集期間中の参加者申込者等に関するものを含め、参加者の個人情報の取扱いについては十分に注意する。また、本業務において知り得た事項、その他本業務の内容等を市の承諾なく第三者に公表してはならない。

キ 要求水準書にない疑義が生じた場合は、その都度協議する。

5 委託期間

委託契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

6 業務委託者

姫路市